別記第四十九号の二様式注意４㉓中「′建築物」を「建築物」に改め′同注意４㉓中「部分」の下に「、「ハ」は共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ニ」は自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ホ」は専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ヘ」は蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「ト」は自家発電設備を設ける部分、「チ」は貯水槽を設ける部分、「リ」は住宅の用途に供する部分のそれぞれ」を加え′同注意４中⑮及び⑯を削り′同注意４⑰中「ヘ」を「ヌ」に′「ト」を「ル」に′「ニ」に記入した床面積（この面積が」を「ニ」から「チ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の⑴から⑸までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、」に′「の５分の１を」を「にそれぞれ⑴から⑸までに定める割合を乗じて得た面積を」に′「の５分の１の」を「にそれぞれ⑴から⑸までに定める割合を乗じて得た」に改め′同注意４中⑰に次のように加える。

⑴　自動車車庫等の部分　５分の１
⑵　備蓄倉庫の部分　50分の１
⑶　蓄電池の設置部分　50分の１
⑷　自家発電設備の設置部分　100分の１
⑸　貯水槽の設置部分　100分の１

別記第四十九号の二様式注意４中⑰を⑮とし′⑱を⑯とし′同注意４⑲中「ト」は」を「ル」は」に改め′同注意４中⑲を⑰とする。

別記第四十九号の七様式第二面７欄中トをルとし′くをヌとし′ホをリとし′この次に次のように加える。

【ホ．備蓄倉庫の部分】
【ヘ．蓄電池の設置部分】
【ト．自家発電設備の設置部分】
【チ．貯水槽の設置部分】

別記第四十九号の七様式注意３㉓中「′建築物」を「建築物」に改め′同注意３㉓中「部分」の下に「、「ハ」は共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ニ」は自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ホ」は専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ヘ」は蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「ト」は自家発電設備を設ける部分、「チ」は貯水槽を設ける部分、「リ」は住宅の用途に供する部分のそれぞれ」を加え′同注意３中⑮及び⑯を削り′同注意３⑰中「ヘ」を「ヌ」に′「ト」を「ル」に′「ニ」に記入した床面積（この面積が」を「ニ」から「チ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の⑴から⑸までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、」に′「の５分の１を」を「にそれぞれ⑴から⑸までに定める割合を乗じて得た面積を」に′「の５分の１の」を「にそれぞれ⑴から⑸までに定める割合を乗じて得た」に改め′同注意３中⑰に次のように加える。

⑴　自動車車庫等の部分　５分の１
⑵　備蓄倉庫の部分　50分の１
⑶　蓄電池の設置部分　50分の１
⑷　自家発電設備の設置部分　100分の１
⑸　貯水槽の設置部分　100分の１

別記第四十九号の七様式注意３中⑰を⑮とし′⑱を⑯とし′同注意３⑲中「ト」は」を「ル」は」に改め′同注意３中⑲を⑰とする。

別記第六十一号様式第二面11欄中トをルとし′くをヌとし′ホをリとし′この次に次のように加える。

【ホ．備蓄倉庫の部分】（　　）（　　）（　　）（　　）
【ヘ．蓄電池の設置部分】（　　）（　　）（　　）（　　）
【ト．自家発電設備の設置部分】（　　）（　　）（　　）（　　）
【チ．貯水槽の設置部分】（　　）（　　）（　　）（　　）

別記第六十一号様式注意３⑭中「部分」の下に「、「ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ニ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ホ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ヘ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「ト」に自家発電設備を設ける部分、「チ」に貯水槽を設ける部分、「リ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれ」を加え′同注意３中⑯から⑱までを削り′同注意３⑲中「ヘ」を「ヌ」に′「ト」を「ル」に′「ニ」」を「ニ」から「チ」まで」に′「この面積が申請区域内」を「これらの面積が、次の⑴から⑸までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、申請区域内」に′「の５分の１を」を「にそれぞれ⑴から⑸までに定める割合を乗じて得た面積を」に′「の５分の１の」を「にそれぞれ⑴から⑸までに定める割合を乗じて得た」に改め′同注意３中⑲に次のように加える。

⑴　自動車車庫等の部分　５分の１
⑵　備蓄倉庫の部分　50分の１
⑶　蓄電池の設置部分　50分の１
⑷　自家発電設備の設置部分　100分の１
⑸　貯水槽の設置部分　100分の１

別記第六十一号様式注意３中⑲を⑯とし′⑳から㉒までを⑰から⑲までとし′同注意３㉓中「ト」は」を「ル」は」に改め′同注意３中㉓を⑳とする。

別記第六十一号の二様式第二面11欄中トをルとし′くをヌとし′ホをリとし′この次に次のように加える。

【ホ．備蓄倉庫の部分】（　　）（　　）（　　）（　　）
【ヘ．蓄電池の設置部分】（　　）（　　）（　　）（　　）
【ト．自家発電設備の設置部分】（　　）（　　）（　　）（　　）
【チ．貯水槽の設置部分】（　　）（　　）（　　）（　　）

別記第六十一号の二様式注意３⑭中「部分」の下に「、「ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ニ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ホ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ヘ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「ト」に自家発電設備を設ける部分、「チ」に貯水槽を設ける部分、「リ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれ」を加え′同注意３中⑯から⑱までを削り′同注意３⑲中「ヘ」を「ヌ」に′「ト」を「ル」に′「ニ」」を「ニ」から「チ」まで」に′「この面積が申請区域内」を「これらの面積が、次の⑴から⑸までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、申請区域内」に′「の５分の１を」を「にそれぞれ⑴から⑸までに定める割合を乗じて得た面積を」に′「の５分の１の」を「にそれぞれ⑴から⑸までに定める割合を乗じて得た」に改め′同注意３中⑲に次のように加える。